

令和2年5月1日

各 位

北方町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 戸部 哲哉

北方町では新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援事業を次のとおり行うこととしました。

○上下水道料金の減免事業

2カ月ごとの請求金額より水道料金で1,100円、下水道料金で1,100円を減額する。

対象期間 令和2年5月～12月（7月請求分より実施）

予算額：60,000千円

○学級担任と児童、生徒・家庭をつなぐホットライン事業

小中学校の学級担任に専用の携帯電話を貸与し、休業期間中の子ども達の学習支援及び心のケアに努める。

実施期間 5月～8月

予算額：700千円

○児童扶養手当受給世帯支援事業

児童扶養手当の受給対象児童一人当たり10,000円を支給する。

対象 令和2年4月分児童扶養手当支給対象児童（全額停止者は対象外）

予算額：3,300千円

○ひとり暮らし高齢者食料支援事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者に対し乾物類（缶詰やレトルト食品、果物ゼリー等）の日常生活で必要かつ日持ちのするものを主体に配布する。

対象 70歳以上独居老人のうち配食サービスを希望した方

予算額：389千円

○感染症対策に関する支援策等に必要な証明書の交付手数料の免除事業

感染症の拡大の影響に伴う貸付や融資等の生活支援・経済対策を受けるために必要な書類の交付手数料を免除する。

対象 住民票の写し、印鑑登録証明書、住民記載事項証明書、戸籍関係証明書

所得証明、所得・課税証明、非課税証明、納税証明、営業証明

期間 令和2年5月7日から当面の間

○特別定額給付金緊急つなぎ貸付金事業（北方町社会福祉協議会が実施）

特別定額給付金の支給まで生活を維持できない方に対し、緊急に貸付を実施する。

対象 失業した人、収入が大幅に減少した人

貸付金額 一人当たり100千円